

徳島県告示第398号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月28日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 形質変更時要届出区域

名西郡神山町上分字川又南172番1及び172番3の各一部（次の図のとおり）

2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県生活環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）